

仕 様 書

本仕様書は、愛知県警察本部が行う回転翼航空機（ヘリコプター）の売払いに伴い不用となった県有部品の売却について必要な事項を定める。

- 1 売払物件（以下物件という。）
県有部品（別紙数量表のとおり）
- 2 引渡場所
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幟立2番1
愛知県名古屋飛行場内 愛知県警察航空隊
- 3 引渡期間
契約締結日から令和7年3月31日（月）まで（代金納入後の指定する日）
- 4 売払条件
 - (1) 契約締結時から引渡しまでの間に、物件が滅失又はき損した場合（その事由が売払人の責に帰する場合を除く。）であっても代金の減額を請求することはできない。
 - (2) 物件の所有権は、代金を納付したときに買受人に移転する。
 - (3) 代金納付後速やかに領収書の写しを提出すること。
 - (4) 上記引渡期間内に県有部品を搬出すること。
 - (5) 県有部品の引渡しの際は、物件受領書（別紙）を提出すること。
 - (6) 前各号に係る必要経費及びその契約締結後に生じる経費の全ては買受人の負担とする。
 - (7) その他の詳細について、売払人の指示によること。
- 5 その他
本仕様書は契約書に添付するものとする。